

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第31回、平成27年度第2回）

日時 平成27年8月6日（木）

13時30分

場所 京都ガーデンパレス「鞍馬」

○座長

それぞれ御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。本日の議題については、大きく分けて2点、26年度、つまり昨年、計画に沿ってどのように事業が実施されてきたかと、2番目は来年度から10年にわたります教育・啓発推進計画全体の見直しでして、10年というと、人も社会もそれを取り巻くいろんな環境もどんどん変わります。そうすると、新しい人権問題がまた出てくると。そういうものを見越して、この10年間の計画について一緒に考えていただくというのがもう1つの大きな点です。そういうことで、時間が許す限り自由に質問、あるいは指摘、発言をいただけるようにしたいと思います。

それでは、資料説明、事務のほうからよろしくお願いします。

議 事

（1）人権教育・啓発事業 人権問題全般（研修事業）について

○事務局

それでは、議事の1番目の人権教育・啓発事業の人権問題全般に係る研修事業につきまして、事務局から順番に説明します。

お手元の資料1、この資料が本日説明します審議対象事業一覧になっています。各事業について、26年度の実施状況、27年度の実施計画の順に掲載しています。

まず、人権啓発推進室の所管事業から説明します。13ページをお願いします。

13ページですが、人権啓発指導者養成研修会についてです。これは、主に京都府や市町村の幹部職員を対象にした研修会でして、昨年は、8月21日に、「平等であることと、ちがいを尊重すること」というテーマのワークショップを2回行った後、8月27日に、「同和問題の現在とこれから」というものと、ヘイトスピーチを取り上げました「多文化共生社会の実現をめざして」というテーマで講演を行いました。

なお、当初は北部でも同様のワークショップを開催する予定でしたが、福知山で豪雨災害がありました影響で中止となっています。

アンケートの回収率が講義では83パーセント余り、ワークショップでは93パーセント余りでした。特にワークショップでは、人権について改めて考える機会となったなど、約9割の回答者から高い評価をいただきました。

次に、14ページ、今年度の実施計画です。実施計画策定時点の記載のため、内容はまだ未定ということになっていますけれども、基本的には昨年度と同じ構成で実施しています。今年度は、講演は7月22日に行っておりまして、そこには書いておりませんが、「人権教育・啓発の今日的課題」というものと、「インターネットによる人権侵害」というテーマで実施しています。また、ワークショップにつきましては、南部会場を7月16日に「わたしからはじまる人権一とともに人権を尊重するために一」というテーマで実施しまして、8月24日には、昨年中止となったワークショップを北部会場でも実施する予定です。

続きまして、15 ページをお願いします。

京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会についてです。現場で府民の相談を直接受ける担当職員を対象としていまして、市町村の職員や人権擁護委員も対象としています。相談のスキルアップと、相談機関の職員同士の交流を目的に開催しているものです。去年は、「ケース会議の持ち方と相談記録の基本」というテーマでの講義の後に、事例検討を取り入れたワークショップ形式で開催しました。

アンケートも途中退席者を除いて全員回収しまして、85 パーセント余りの方から今後の職務に生かせるという評価をいただきました。

続いてその下の 16 ページが今年度の実施計画ということで、ここでは 12 月開催となっていますが、現在、2 月開催の方向で検討しているところです。

内容的には、昨年同様、実践的な研修となるように、また、相談機関の参加がふえるよう、日程などを工夫して実施したいと考えています。

人権啓発推進室の所管事業の説明は以上です。

続きまして、知事直轄組織の職員長グループから説明します。

○事務局

職員研修・研究支援センターです。よろしくお願いします。

資料は 1 ページから 9 ページとなっています。

当センターは府職員の研修を行っていますが、職員が人権問題に理解を深めて、職場の日常業務の遂行の中で、人権問題の視点を忘れずに実践する、そういう職員を養成していくことは極めて重要であるとして、研修を行っています。

研修には当センターが実践するセンター研修、各職場で実践する職場研修、職員自身による自己啓発、自己学習というものがあります。大きな柱としては、当センターが行う集合研修と、職場で行う O J T も含めた職場研修との相互連関がより重要であると考えています。

それでは、資料に沿って説明します。

1 ページをご覧ください。

このページの研修は、主に、採用年次、役職等のそれぞれの段階に応じて行っている研修の中で扱っている人権研修です。新採職員の高齢者福祉施設での体験実習、また全職員を対象とする手話研修を行ったものです。これらの研修アンケートの回答内容を見ますと、まず若手職員ですが、新規採用職員は同和問題を知らない世代が入庁してきていて、この研修を受けて初めて知ったという人たちが始まっています。正しい知識がないまま、インターネットなどに氾濫する誤った情報から差別意識を持ってしまうかもしれないというような不安も書かれていました。また、無意識に口から出ている言葉も、知らぬ間に相手を傷つけてしまう可能性がある。あるいは、積極的に差別をしたつもりはなくても、無関心が静かな社会的排除につながるなど、気づきについての感想が多く、公務員という公の立場の人間になって、人権をしっかり意識して仕事を進めていかなければならないという職員としての自覚の芽生えというようなものがうかがえます。また、管理・監督者向け研修では、人権問題は奥が深い、前向きに捉え、問題が発生すれば粘り強く対処したい。無意識に発している言葉がパワハラになる可能性があり、十分注意が必要などの意見が寄せられており、全体として、採用年次、職位による研修の趣旨に即した受けとめがなされているものと思われます。

次に、2 ページをご覧ください。

このページは当センターがその時々の人権問題を取り上げて行っている人権問題特別研修で、全職員を対象にしています。秋に北部で2回、1月から3月に京都市内で6回、計8回を実施し、人権問題の基本からさまざまな人権問題を組み合わせながら、多くの職員が参加できるよう研修を行っているところです。なお、26年度は、府の職員も参加しています、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座の見直しが行われてワークショップとフィールドワークがなくなったことから、この人権問題特別研修のワークショップをふやしまして、北部1回、南部2回の計3回を実施し、受講機会の確保に努めました。アンケート結果は8回分の平均で、研修内容についての満足度では67パーセント、職務への有効性では60パーセント、研修内容の理解度では70パーセントの者が高い評価をしています。

次に、3ページは今年度の計画ですが、ほぼ従来と同じような形で進めています。

次に、5ページをご覧ください。

このページの研修は、各部局が行っている職場研修をまとめたものです。テーマは同和問題、子どもの人権、高齢者、障害のある人の人権、ヘイトスピーチなど、業務に関連の深い身近な課題から、時々の人権問題など、多岐にわたって取り組まれています。なお、数は多くはないですが、ワークショップも5か所ほど行っていますし、フィールドワークも行われています。フィールドワークでは、京都市人権資料室であるツラッティ千本で行ったり、あるいは南丹広域振興局ですとか、日吉マンガン鉱山などの地元の人権の歴史的な遺産などでも行われています。また、外部講師だけでなく、府職員も講師になるなど、さまざまなテーマや工夫がこらされて実施しているところです。目標は全員の参加ですけれど、なかなか難しいですが、各職場ごとには、2回、3回と回数をふやして実施することもありまして、約4,600名の参加を得たところです。

6ページにつきましては、部局別研修、職場研修の実施計画が載っていますが、これも各職場のほうで随時実施されているところです。

次に、7ページをご覧ください。

このページの研修ですが、各職場ごとに研修を企画、実施する人権問題職場研修指導者、主任というものを当センターのほうで設けており、その指導者、主任向けの研修を実施しているものです。当センター主催では、参加型研修の企画、実施の方法を学ぶ新任向け研修を一日かけてじっくり実施しています。また、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座にも参加することによって、みずから講師をする職員も出てきており、各職場にふさわしい研修の企画、実施に役立てているところです。

最後に、9ページをご覧ください。

この事業は自己啓発に資するため、人権研修資料や人権問題特別研修の講演録などを府職員ポータルサイトに掲載しているものです。今後とも職員に役立つ情報提供に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○事務局

続きまして、府民生活部から説明します。

資料の11ページです。府立消防学校におきまして、府内の消防職員に対し、人権問題の幅広い知識が習得できるよう、カリキュラムの中に、人権研修を取り入れています。平成26年度には、新たに消防職員として採用された方に対する初任教育、幹部職員に対する幹部教育の中で、

2回の研修を実施しまして、受講者の9割の方から有意義であったという評価を得ているところです。今後、人権の理解、認識を深めるために研修を実施していきたいと考えています。

府民生活部からは以上です。

○事務局

文化スポーツ部です。文化スポーツ部の研修事業について説明します。

資料17ページです。まず初めに、私立学校の人権教育研修会についてです。私立学校での人権教育の認識や指導力の向上等を目的としまして、各私立学校の設置者や学校長、また教職員を対象に、年間4回ほど実施をしています。それぞれの学校の種別ごと、専修、各種学校、小中高等学校、幼稚園といった形で研修を実施しており、アンケート結果についても、9割以上で認識が深まったということで評価を得ています。

18ページが、27年度の実施計画ということになっています。まだ内容のほうは調整中ですが、私立の幼稚園、小中高等学校、専修、各種学校、それから全校種を対象としたフィールドワークという形で、引き続き研修を実施し、私立の小中高等学校、各種学校等の人権教育の推進や教職員の方々の指導力の向上に向けて役立ててもらえるよう実施していきたいと考えています。

次に、21ページをお願いします。

宗教法人の関係者に対する人権研修会です。26年度は、北部、南部、それから府域全体を対象として、「子どもと人権」を主なテーマとして研修を実施しました。この研修は、宗教法人の関係者の方を主な対象としていますが、一般の府民の方も参加できるよう開催方法を公表して実施しています。アンケート結果では、おおむね90パーセント以上の方に評価をいただいています。今年度につきましても、同様の形式で、障害のある人の人権と自殺者対策を主なテーマに、9月と11月に実施する予定です。

続きまして、23ページをお願いします。

府立医科大学の学生に対する人権教育についてです。まず、医学部看護学科の学生を対象とした人権教育については、1回生を対象に人権の講義を実施しています。今年度も、引き続き1回生を対象に人権論という形で講義を実施する予定です。

25ページは、医学部医学科の学生を対象とした授業で、同じように1回生を対象に、同和問題ですとか、高齢者や障害のある人の人権、感染症等の患者の方に対する正しい理解等を方針にして、人権の講義を実施しています。今年度も引き続き、1回生を対象に、研修、講義を実施しています。

27ページは、府立医科大学の教職員を対象とした研修です。北部のほうにも北部医療センターというのがありますので、北部と、附属病院のある京都市内と、それぞれ実施しており、基本的に全教職員を対象に研修を実施しています。26年度は約7割が参加しております。交代勤務もあり、どうしても全員の参加が難しい状況がありますが、開催時期等を工夫して、今年度も、12月に研修を実施していく予定です。

この研修に加えて、29、30ページは、府立医科大学で新たに看護師として採用された方について、4月に人権問題に関する研修を行っており、今年度も、4月に実施をしています。

31、32ページは、府立医科大学の研修医オリエンテーションの中での人権研修です。研修医を対象として、人権に対する正しい理解と認識を得ていただくために実施しています。

33 ページからは、府立大学の学生に対する人権教育事業です。1 回生、2 回生の教養教育科目の中で、人権教育の講義を実施しています。26 年度は、前期、後期それぞれに実施しています。今年度も、同様に教養教育科目の中で現在実施をしている状況です。

最後に、35、36 ページは府立大学の教職員を対象とした研修です。昨年度は、セクシャルマイノリティの方の人権ですとか、ハラスメントの関係の講座を、全ての教職員を対象に計 3 回実施しています。テーマにつきましては、毎年、前年度のアンケートの希望等を反映して、新しいテーマに取り組む形で実施しています。今年度につきましても、9 月以降に開催する方向で調整をしています。

以上のいずれの企画につきましても、各大学の学生、教職員、医療従事者等の人権意識の向上を目指して、今後も引き続き実施していく予定です。

文化スポーツ部からは以上です。

○事務局

健康福祉部です。よろしくお願いします。

資料は 37 ページです。最初に、健康福祉部は、保健、医療、福祉など、府民の皆様の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を担当しています。また、高齢者や障害のある人、子供、女性等を対象とする施策も多いことから、さまざまな人権研修を実施しています。

1 つ目は、健康福祉部の人権問題職場研修です。この対象者は健康福祉部の職員及び関係団体の職員で、26 年度は 340 名の参加があったところです。研修テーマは、「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が平成 27 年 4 月からの全面施行となっていることから、この条例に基づく事業の一つとして、心のバリアフリーサポーターの養成ということで、障害のある人が困っているときに、ちょっとした手助けで社会参加を支えていくため、まず府の職員から、私たち健康福祉部の職員からやろうじゃないかということで、健康福祉部の職員等を対象に、バリアフリーサポーター養成研修を実施したところです。この研修につきましては、府民の皆様も対象となっております、平成 27 年度は、随時、府内各地で実施しているところです。今年度は、また、多数の職員が参加しやすいテーマを検討していきたいと考えています。

39、40 ページは、生活保護関係職員研修ということで、生活保護の関係職員、ケースワーカーを対象として、昨年度は 3 回実施し、合計 117 名の参加がありました。府内全ての福祉事務所から参加いただくという形になっていまして、今年度も同様に実施していきたいと考えています。

41、42 ページでは生活保護査察指導員会議研修ということで、先ほどのケースワーカー等を指導する立場になる生活保護査察指導員の方たちを対象に実施しています。26 年度は 3 回の実施で、97 名の参加があったところでして、各回とも全福祉事務所から参加がありました。今年度も同様に実施したいと考えています。

43、44 ページは、民生委員・児童委員人権問題啓発研修会ということで、対象者は府内の全民生委員、児童委員、2,800 名の方が対象となっています。26 年度につきましては、各地域で 11 回実施して、合計で 2,312 名の参加があったところです。今年度も同様に実施したいと考えています。

45、46 ページは、先ほどの民生委員、児童委員の皆さんについて、協議会という集まりがありまして、その協議会の代表者となる方の研修会ということで、対象は民生委員協議会の役員や、

正副会長が対象となります。26年度は3回実施で217名の参加があったところです。今年度も同様に実施したいと考えています。

47、48 ページは、社会福祉施設等・市町村社会福祉協議会役職員研修ということで、いわゆる社会福祉施設等に勤務されている職員や、市町村社会福祉協議会の職員を対象としています。26年度は7回の実施で、延べ529名の方の参加があったところです。今年度も同様に実施したいと考えています。

49、50 ページは、認知症の介護に係る研修ということで、昨今、新聞等のメディアでも、認知症についてのいろいろな記事等も出てきましたので、認知症に対する認識等もだいぶ深まってきていると思うんですけども、認知症の高齢者を介護する介護職員等の初任者や実践者、リーダーとなる方を対象とした研修です。昨年度は9回の実施で879名の参加があったところで、今年度も同様に実施したいと考えています。

51、52 ページは、喀痰吸引等研修ということで、これは24年度の介護保険法の改正に伴いまして、医師や看護師等の指示のもとに、研修を受けた介護職員が喀痰等の医療行為ができるようになったことから、そこを安心安全に行えるよう、介護職員を対象に実施しています。昨年度は1回の実施で48名の参加がありました。今年度も同様に実施したいと考えています。

53、54 ページは、保育所職員研修事業です。こちらは保育士等の保育所職員ということで、大切な人格形成期に当たる幼児期の養育を担う保育所職員の人権意識の高揚に向けて、昨年度は4回の実施で276名の参加があったところです。今年度も同様に実施したいと考えています。

55 ページからは、児童虐待総合対策事業ということで、児童虐待の防止の取り組みを推進するために、市町村担当の職員、児童福祉関係者を対象としています。昨年度は7回の合計で154名の参加があったところでして、57 ページが今年度の実施計画ですが、昨年度と同様に実施したいと考えています。

59、60 ページは、保健福祉事業従事職員人権研修会ということで、保健所や市町村の職員等を対象に実施している研修です。26年度は27名とやや少なかったところですけども、今年度は、もう少し参加者がふえるよう、場合によっては時期についても検討してみたいと考えています。健康福祉部からは以上です。

○事務局

商工労働観光部です。よろしくお願いします。

商工労働観光部からは3件の研修事業について説明します。

まず、61、62 ページの京都府企業内人権問題啓発セミナーですが、企業の主に総務や人事の担当者を対象に、毎年6月に開催しています。6月の公正採用の啓発月間にあわせて開催し、また、それを受けられた方々に対して9月にも開催していますので、合計5回の開催で、昨年度は1,510社の企業の担当者の方々の参加がありました。こちらは毎年、京都労働局と同じ日に研修会を実施していきまして、世界人権問題研究センターから講師を派遣していただき、同和問題に関することであつたり、企業活動等、人権問題に関することについて講義をいただきました。今年度も、既に6月に同様に4回開催しており、合計1,638社の企業の皆様から参加をいただきました。昨年は講演を主にしていたんですけども、今年度は、各企業からの取り組み事例の発表という形で実施しました。

63、64 ページは、こちらは商工業関係団体役職員等人権啓発研修会ということで、主に商工会議所の役職員を対象にした人権研修でして、毎年1月に、4か所で開催しています。昨年度はメ

ンタルヘルスをテーマに、企業内で働きやすい環境を考えるとともに、人権についての理解を深める機会としました。今年度も同じように1月に開催予定で、テーマの選定等を行っているところです。

65、66 ページは、府営工業団地立地企業人権問題研修です。京都府が造成しました福知山の長田野の工業団地と綾部工業団地に立地する企業の人事労務管理担当者を対象に、毎年開催しています。昨年度は40社、40名の参加をいただき、ワーク・ライフ・バランス、介護と仕事についての講演を実施しました。今年度も同じように開催する予定ですが、まだ時期、テーマ等は未定です。

商工労働観光部からは以上です。

○事務局

農林水産部の研修事業について説明します。

67、68 ページをご覧ください。農林水産部では、府内の農林漁業関係の11団体、農協、漁協、森林組合等と共催で、毎年、さまざまな人権問題をテーマに研修を実施しています。26年度は、「インターネットと人権、気をつけたい大人の役割」というテーマで、京都ノートルダム女子大学の神月先生を講師に開催しています。参加者数は北部会場、南部会場を合わせて332人でした。今年度におきましても、この資料では未定となっていますが、11月に認知症を正しく理解して地域で支えようという講演の題名で、認知症の人と家族の会の京都支部代表の荒牧さんに講演いただく予定です。

農林水産部からは以上です。

○事務局

建設交通部です。

資料は69ページからとなっています。

建設交通部では、建設業者向けと宅建業者向けの2つの取り組みを行っています。まず、69ページでは、建設業者向けの人権啓発研修となっています。こちらは経営者から従業員までを対象とした研修となっていて、北部会場と南部会場、それぞれ1回ずつという形で行っています。27年度も基本的には同じような形で、実施していく予定にしています。アンケートの回収率は6割半ばぐらいですが、有意義であったという回答が9割ほどになっており、それなりに効果は上がっているというふうに考えているところです。

71ページは宅地建物取引業者の人権啓発となっています。こちらは取り組みとして大きく3つありまして、まず宅地建物取引主任者を対象とした法定講習というのがあります。取引主任者証というのが5年に1回更新する必要があるんですけども、その際に行う法定講習で人権の枠を設けまして、皆さんに勉強していただいております。

続きまして、業界団体と共同で、府と一緒に人権研修会を開催しています。それが宅建業団体人権啓発研修会と書いているものです。

続きまして、業界団体が行っている研修です。こちらは人権がメインというわけではなく、業界の不動産取引の知識とか技能の向上を目指した研修ですけれども、その中で人権の枠を設けて、人権についても学んでいただくという機会を設けています。資料で全日本不動産協会京都府本部会員研修会と書いてあるものです。また、資料のほうに反映できていなかったんですけども、27年度の事業計画のほうの(2)には4つ上がっておりますが、このうちの京都府宅地建物取引

業会会員研修会につきまして、26 年度も実施していますが、実施状況の記載が漏れ落ちていましたので訂正します。27 年度につきましては、26 年度と同じような形で研修をまた進めていきたいと考えています。

建設交通部からは以上です。

○事務局

続きまして、教育委員会から報告します。

まず、資料の 73 ページをご覧ください。

府総合教育センターにおける人権教育にかかわる教職員研修事業です。府立学校、市町（組合）立学校、幼稚園等の教職員を対象としています。実施状況については、初任者、新規採用者に対する研修、また希望者を対象とした人権教育講座となっており、参加者は対前年度で 300 名ほど増え、1,641 名となっています。

資料 74 ページをご覧ください。学校における人権研修についてですが、先ほどの府総合教育センターの研修に合わせて、それぞれの学校が地域の実情を踏まえて人権教育推進計画というものを毎年作成しまして、その計画に基づいて人権教育の推進に関する研修や人権学習の教材、指導方法に係る研修などを実施しているところです。なお、この資料には掲載をしていますが、昨年度、教職員がみずからの人権意識の確認とあわせて効果的に校内での研修を進めるための指導案をおさめました教職員人権研修ハンドブックというものを策定しましたので、今年度、校内研修にこれを活用していくこととなっています。

資料 77 ページ、人権教育指導者研修会についてです。これは各市町村の社会教育関係職員や社会教育関係団体の役員等を対象として、社会教育における人権に関する学習活動を推進するために必要な、指導者としての資質向上を図ることを目的に、8 月と 11 月の年 2 回実施しました。参加者は 97 名となっています。

次に、資料 79 ページ、人権教育行政担当者協議会についてですが、これは教育委員会の出先機関であります府内の 5 つの教育局ごとに実施をしている研修です。各教育局がそれぞれの管内の実情を踏まえながら、各市町村の社会教育、また人権教育行政担当者等を対象に、管内の市町村の人権に関する取り組み状況の情報交流やさまざまな人権問題についての認識や理解を深めるために、研修を実施しているものです。

以上が教育委員会の 4 つの研修ですが、今年度も継続事業として実施していきたいと考えています。

教育委員会の事業の説明は以上です。

○事務局

次に、警察本部から説明します。

京都府警察では、様々な人権問題につきまして、警察本部の各部及び各所属が所掌事務に関する事項の教養と施策を担当しています。本日は採用時教養、職務倫理、犯罪被害者支援、性犯罪、ハラスメントに関する研修について、平成 26 年度の実施状況を資料の順に説明します。なお、特に説明を加える項目以外は、平成 26 年度に引き続き平成 27 年度も計画に組み込んで推進中の事業となります。

まず資料の 83 ページは、採用時教養における人権教育です。警察学校に入校している採用時教養中の警察職員を対象として、人権全般に関する必要な知識について教養を行い、社会人とし

て必要な人権に対する知識を深めるとともに、警察活動において必要とされる犯罪被害者等の支援、DV、児童虐待などの被害に遭いやすい女性や子供及び外国人の人権問題、また同和問題についても認識を深めさせる教養を行いました。さらに、高齢者等の身体機能についての理解を深めるため、特殊な装置を活用して高齢者疑似体験を行うなど、高齢者や障害者の人権に配慮した警察活動を行う必要性についても教養を行っております。

85 ページは、警察職員に対する職務倫理教養です。教養課では職場や職務執行等の身近に存在する人権問題を題材に、講義や関係資料、視聴覚教材等を通して理解の深化を図ったほか、これらを活用したグループ討議や感想文の作成などを実施し、みずから考えさせることで、個人の生命、身体、財産の保護を責務とすることへの使命感、誇りを醸成し、さまざまな人権に配慮した警察活動の推進を行っています。

87 ページは、被害者支援担当者研修会ということで、警務課の犯罪被害者支援室で、警察署で犯罪被害者支援業務を担当している警察官を対象に研修を行いまして、犯罪被害者支援事例の発表などにより、犯罪被害者に対する具体的支援要領についての講義を行い、適切な被害者支援を推進するための基本的知識、技能の習得を図るとともに、各警察署によって支援体制や質に差が生じないように取り組んでいます。

89 ページ、さらに先ほどの警察署の被害者支援の担当者以外に、警察本部で犯罪被害者支援を担当する警察官を対象に研修を行っています。犯罪被害者の遺族による講演などを通して、被害者等の心情に理解を深め、迅速かつきめ細かな初期的支援活動要領の習得に努めました。

続いて、被害者支援専科です。88 ページのところに書いてある犯罪被害者支援専科は、本年度は10月に実施の予定です。これは警察署で犯罪被害者支援を担当している警察官を対象に研修を行い、犯罪被害者や民間の犯罪被害者支援団体などの部外講師による講義のほか、事例検討などを通し、適切な被害者支援のための基本的知識の習得と支援技能の向上を図ります。

91 ページは、若手捜査員に対する捜査第一課講習です。捜査第一課では、警察署の刑事課に勤務する配置5年未満の若い捜査員を対象に、性犯罪被害者の人権に配慮した捜査要領や、立証上の配慮事項など、具体的な研修を行い、捜査員として性犯罪事件に係る実務に即した知識の修得や実務能力の向上を図りました。

続きまして、新規性犯罪指定捜査員研修会、93 ページになります。

同じく捜査第一課では、警察署の地域課等に配置されている女性警察官のうち、新たに性犯罪指定捜査員に指定され、性犯罪捜査に優先的に従事することとなった警察官を対象に、性犯罪被害者の人権に配慮した適切な初動捜査を実施するための具体的な捜査要領について研修会を行いました。対象者の中には性犯罪被害者に対応した経験が少ない者も含まれていたことから、研修会では実際の事案を想定した被害者対応のロールプレイング方式の教養や、性犯罪の鑑識資料の採取実施などを行い、性犯罪発生時における被害者の人権に配慮した適切な対応を図れるよう努めました。なお、性犯罪指定捜査員とは、性犯罪の被害の潜在化を防止し、捜査過程における性犯罪被害者の精神的負担の軽減を図り、性犯罪の捜査を適正かつ強力に推進するために指定をされた捜査員のことです。

最後に、94 ページのハラスメント相談員研修会です。

警務課ではハラスメントの現状を踏まえまして、昨年7月に京都府警察ハラスメント防止対策要綱を新たに制定しました。また、本年5月には各所属のハラスメント相談員を対象とした研修会を実施し、これまでのセクハラを中心とした教養から、パワハラやアルコールハラスメント等

のさまざまなハラスメントに対応できるように、ハラスメント認知時の対応要領等について、実践的教養を行い、適切な相談対応が行われるよう、ハラスメント防止対策を推進しています。

警察本部からは以上です。

○座長

説明ありがとうございました。

とにかく一般的な問題から、ただいま終わりました警察のセクハラ、パワハラまで、それも昨年度実施されたものと、これから実施予定のものと、非常に盛りだくさんで、理解するだけでも非常に能力、時間がかかるんですけども、10分から15分ほど各委員からコメントをいただく、あるいは御質問いただく時間がありますので、どうぞ御自由をお願いしたいと思います。

○委員

この後の議論との関係ですけど、それぞれの部局がまとめて、説明してくれるという形ですが、何年かこの懇話会で書式について模索をして、最終的に統一書式みたいな形になってきたように思っています。マルをすれば済むような書式に変わってきたと思うんですけども、ふと気がついたのは、その対象者が何々さんというふうに書いてあるんですが、その次に、参加者数と書いてあります。それはいわゆる悉皆の研修なのか、希望者だけ参加しているのか、もしくは本当は参加してほしかったんだけど、例えば対象者は100名だったけれど、実際の参加は70名だったとかというのが、ちょっとわからないなと改めて気づきまして、今すぐにといい話ではないですが、これからこういうのを作成していただくときに、そういうような書き方の工夫をしていただけると、いわゆる効果というか、評価というのが、わかりやすくなるなと思ったのが1点です。

もう1点は、今、人権教育・啓発推進計画の見直しということをやって、今年中につくらなきゃいけないんですけども、この10年やってきて、その事業が新規事業として途中から始まったのか、前からずっとやっていた事業なのか、それがわかるような見取り図みたいなものを、もしよかったら次の会とかに見せていただけたらと思います。時代の状況に応じて新しい研修が設置されたり、あるいはもうこの研修はやらなくていいよねというふうに決めていたりしているかもしれないし、していないかもしれないということを知りたい。いわゆる経年変化が知りたいと思いました。大昔のいろんな行政文書を見ると、何年からといって、矢印が始まっていて、1年、2年、3年、4年、5年みたいな、ずっと矢印があって、終わりましたみたいなことが書いてあったりしますし、例えば、職員数によると思うんですけども、最初は参加が多かったんだけど、残念ながら悉皆研修ではなくて、強制的な研修ではなくて、だんだん自主的研修みたいな形で人数が減ってしまっていますとか、何か経年がわかるようなものがあると、次の計画を考えるときに、私たちとしては考えやすいかなというふうに思いました。大変な作業になるならば、今さらということなんですけど、ちょっとそう思いましたので、よろしくお願いします。

○座長

全体的な報告はもちろん我々は必要なんですけれども、同時にそれぞれが持っている意味を考えようとする、もう少し事業ごとに年度的な経過がわかるような、あるいは対象者が、強制的なのか任意的なのか、そういう特色も読み取れるようなまとめ方の必要の指摘だったんじゃないかと思います。

ほかの委員もどうぞ、御遠慮なく。

○委員

全体の中で変化が出てきているなと思ったのは、職員の方が講師となって、人権教育を進めるということになっていることです。講師になって説明するとなると、自分が何をわかっているのかとか、参加者にどれだけわかるように説明できるかということで、自分のものになると思いましたので、こういう進め方はいいのかなと思いました。

あと、どうしても講演会に講師として行くときとかでも、説明をします、講演をします、そしてアンケートを書いてくださいますというところですが、そのアンケートを書くというところで、もう終わってしまっていて、職員の方でしたら、その中の気づきの中で、次、仕事の中で何を具現化するかとか、何かもう一步があったらいいなと感じました。

○座長

ありがとうございました。

教えるということは、その前に学ぶということが必ずあるので、同じことはやはり職員の方が人権について考え、語られることで、いわゆる理解が深まるんじゃないかと。さらに、アンケートも答えたらそこで終わるんじゃなくて、それが将来、あるいはほかの関係者にどう生かされていくかという、そこまでの効果というのを見極めることが必要だという指摘だろうと思います。

ほかの委員の方もどうぞ。小さい問題、全般的な問題。

○委員

ハラスメントの研修が結構多いですね。ハラスメントは、外向きというより内向きの研修ということになることが多いと思うんですが、ハラスメント研修をやったことによって相談があったとか、あるいはアンケートの中で相談が出てきたとか、そういったことをコメントとしていただけたら、効果があったのか、なかったのか、あるいは、こういう研修をやったのに実は効果がなくて、こんなことになってしまったとか、そういうエピソードも入れてもらったらいいのかなと思っています。

アンケートの書式は自由回答なんでしょうか。嫌だったのが本当にためになったとか、それぐらいのことで、何か意見とかを書く欄が多分あるんだろうと思うんですけども、そこら辺の回答がきちんと書いてあるのかなと、そこら辺は全般の傾向をちょっとお聞きしたいと思うんですけど、どこに聞くというものではないんですけど、どこか答えられるところがあったら教えてください。

○座長

質問するときは、その質問によって、得ようとする効果というか、結果があるはずなので、パワハラ、セクハラ研修によって、どういう効果があったか、そこまで、時間が限られていますので、無理といえば無理なんだけど、それがわかるような報告をいただくと、我々としてもより活用がしやすいということですね。同じことはアンケートについても言えるということになると思います。

○事務局

まず、アンケートについてですが、私も全ての部局をきちっと把握しているわけではありませんが、一般的に、それぞれの研修において、答えやすいように選択制にしている部分と、一部自由記載にしているというのが多いかと思います。それは、それぞれ研修の中身によって様式が違うと思います。ハラスメントの関係で話しがありましたが、一般的に、研修を行うことによって、そういう相談というのはやっぱり気づきになってふえてくる、全部ではありませんけど、かなり研修の効果があって、受講者は、それなりに意識は高めていただいているというふうに思っています。

○座長

ありがとうございます。

ほかの委員もどうぞ。小さい問題、全般的な問題、全部結構です。

○委員

この資料は計画どおりに行われたことが記載されているんですか。それとも、何かあったらタイムリーな研修をやるとか、臨時にこういうことをやりましたというのは記載されているんでしょうか。何かいかにもだなという、計画どおりにやりました、計画どおりに報告していますと、これは大切なことなんですけども、この1年間でいろいろななかったのかなという、あるんだけどそれは職場単位でやっていますよとか、要するに、研修というのは具体的な事案でやるのが一番効果的だろうと私は思うんです。例えば、学校でいじめがありますよね。そうしたら、その機会に研修をやるとするか、そういった態度が欲しいなと、これは前から思っていたことでもあるんですけど、そういったことはないんでしょうか。あるけれども、ここには記載されてないということなんでしょうか。

○座長

一般的、全般的な叙述以外に、そのとき、あるいはその年の特殊な問題、特定の問題について、それを中心に報告書をつくられることも大事じゃないかということだろうと思います。これは人権啓発推進室のほうで統一的な方向を求められているという、その効果もあるのかもしれないけれども、その辺は自由に事務のほうもお答えいただいてもいいと思います。

○事務局

研修は、かなり大きな組織のところもありますし、組織的に全体を通じて、また長いスパンで研修効果を上げていくということで、基本的には年度当初に、いつ、どういうふうにしたら受講しやすいか、あるいは、どういう効果があるかといった中身についてはかなり各部局で検討してやっています。タイムリーな話題につきましては、専門技術的な研修は別にしまして、ある程度、枠の選択ができるようなものについては、できるだけタイムリーな、社会的な関心と呼ぶようなものに各部局で努めています。

また、予定されてない研修を行う場合があるかということについては、正直言いまして、何かそういう必要が生じた場合は確に行っている場合はあると思いますけれども、基本的には多く参加できることを目指して、長い効果のスパン、意識向上の効果を狙っているものですから、基本的には計画を推し進めているということを基本に考えています。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

教育委員会です。いじめとかは、非常にタイムリーにしなければなりませんので、研修と言わなくとも、周知徹底とか何が必要かというのは管理職からやりますし、例えば、子どもの水難事故とかいろんなものがあります、命にかかわることとか、そういうものは、その都度、タイムリーに、学校現場では周知徹底を図って、何をしていくかということは徹底しています。

○座長

ありがとうございます。

職場や現場の特性にもよるけれども、起こった問題にはちゃんと対処しているというお答えだろうと思います。

まだまだ意見はあると思いますけれども、ここで次の部に移りたいと思います。

（２）第２次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）素案について

○事務局

それでは、議題の２番目、第２次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）の素案について説明します。

説明は資料２により、新計画のポイント、現計画との変更点や論点等を説明します。また、資料３の計画素案につきましては、先に各委員の皆さんへ、構成とか概要等を説明していますので、各委員へ説明した後に変わった点、主な変更箇所を説明しまして、後ほど、質問や御意見をいただきますよう、よろしくお願いします。

なお、今回の懇話会に先立ち、各委員からいただきました御意見につきまして、現在、関係各部局と調整を行っている最中です。いただいている意見はでき得る限り反映していますが、反映されてない箇所、特に第３章については本日いただく意見とあわせて、今後取りまとめる中間案において、検討、調整を進めていきますので、よろしくお願いします。

それでは、資料２をお願いします。「第２次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）」素案についてです。本日の主な論点についてまとめた資料になっています。

１の「計画の基本的な考え方（第２章）」についてですが、第１章で人権に係るこれまでの国際的な流れ、国内の動向及びこうした国内外の状況等を踏まえた京都府の取り組み状況を記述した後、この第２章において、計画の基本的な考え方を示しています。資料３の計画素案においては、６ページからになっています。

計画の目標は、前回６月の懇話会の案から変更していませんで、「明日の京都」に掲げました「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けて、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を構築することとして、ここで、その目標の実現に向けた基本的な考え方を整理しています。前回の懇話会での意見や、この間の皆さんからの意見を踏まえて、検討を加えた内容としています。

まず、この枠内のところが基本的な考え方ですが、①は「一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること」としまして、一人一人が社会に参画し、みずからの可能性を伸ばし、将来を切

り開いていくことのできる社会の必要性を記載しています。②は「一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること」としまして、差別されないことや、一人一人が尊重され、同じく他の人も尊重される社会の必要性を記載しています。③は「一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、支え合うこと」としまして、一人一人の個性や価値観の違いを認め合い、そして支え合いながら、共生社会の実現を目指すことを記載しています。

続いて、(2)の人権教育・啓発を進めていく上での基本方針につきましては、現計画における「人権教育・啓発の4つの視点」をベースに記載しています。計画素案では8ページからなっています。この①、②は、先ほど説明しました基本的な考え方を具体化する内容となっており、①の「一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発」は基本的な考え方の①、②を踏まえた記述となっており、②の「共生社会の実現に向けた人権教育・啓発」は基本的な考え方の③を踏まえた記述です。③、④につきましては、教育・啓発を進める上での手法あるいは視点的な内容を示したものです。③の「生涯学習としての人権教育・啓発」については、府民のそれぞれの状況に応じて、生涯のあらゆる機会を通じて人権に触れることができるような取り組みを推進するものです。④の「自分のこととして考える人権教育・啓発」につきましては、前回の懇話会で、「身近な問題から考える人権教育・啓発」としていたところですが、自分の人権を考える延長線上に他の人の人権があるといった意見を踏まえ、自分自身の課題として捉えることが重要という意図を入れたところでして、自分のこととして考えるため、身近な問題を取り上げるなど、工夫した取り組みを推進することとしています。

次に、2の「人権問題の現状等(第3章)」です。

この間の社会・経済情勢の変化に伴う人権課題や国内外の状況やこれまでの取り組みを踏まえ、「同和問題」「女性」「子ども・青少年」「高齢者」「障害のある人」「外国人」「感染症、ハンセン病患者等」「犯罪被害者とその家族」に続きまして、「社会情勢の変化等により顕在化している人権問題」と「さまざまな人権問題」として、各項目につきまして、現状と課題及び今後の取り組みの方向等を記載することとしています。

なお、記載内容に合わせて、人権問題の項目名称を一部変更しています。現計画では、人権問題を「同和問題」から「患者等」までと、それ以外の「さまざまな人権問題」として整理していましたが、2次計画では、横断的・総合的な視点としまして、「社会情勢の変化等により顕在化している人権問題」として、さまざまな問題が複層化していますインターネットや職場環境等の問題を取り上げることとしています。また、それ以外の新たな人権課題などを「さまざまな人権問題」としてくくった上で、これまでの懇話会での意見等を踏まえて記載することとしています。

裏面の2ページをお願いします。

各人権問題につきまして、現計画との比較表を記載しています。ここでは、「子ども」を「子ども・青少年」に、「患者等」を「感染症、ハンセン病患者等」に、「犯罪被害者等」を「犯罪被害者とその家族」に名称変更することとしています。また、「社会情勢の変化等により顕在化している人権問題」としまして、「インターネット社会における人権の尊重」、「個人情報の保護」、新規項目の「自殺を防ぐことのできる社会づくり」と「安心して働ける職場環境づくり」を記載することとしています。「さまざまな人権問題」につきましては、「ホームレス」、「性同一性障害」から対象者を拡充しました「性的少数者」、また、現計画では「その他の人権問題」となっていました内容を、「刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、識字問題」という項目名にしています。また、新規項目として、「北朝鮮当局による拉致問題等」を記載すること

としています。さらに、ヘイトスピーチや子供の貧困などの事象も、それぞれの項目に新たに盛り込んでいます。続いて、第4章です。計画素案では32ページからとなっています。

先ほどの人権教育・啓発の推進に関する基本方針の中でも触れていますが、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進の取り組み、とりわけ府民意識調査の結果にもあらわれておりましたが、特に人権教育・啓発に触れる機会の少ない人への働きかけに積極的に取り組むこととしています。

また、計画の目標を達成するためには、府民が人権問題に直面した際に、適切に相談でき、そして救済を求めることができるということが重要ですので、新たに「相談機関相互の連携・充実」を項目として取り上げまして、市町村等との連携を図りながら、発生している問題を把握し、その状況に応じた人権教育・啓発を推進していくこととしています。「相談機関相互の連携充実」は、計画素案の44ページに記載しています。

そして、この資料2には記載していませんが、計画素案では第5章に「計画の推進」としまして、推進本部を中心として、関係部局の緊密な連携のもと取り組むという京都府における推進体制や、NPOが地域社会で果たす役割についても触れ、国、市町村、民間団体等との連携・協働の推進、人権教育・啓発の取り組みの点検・評価、フォローアップを記載することとしています。計画素案では45ページに第5章を記述しています。

資料2の「4 その他」の項目ですが、府民にわかりやすく、親しみを持ってもらえるよう、今回、資料3の表紙にサブタイトルをつけています。案として、「だれもが自分らしく生きることのできる社会をめざして」というサブタイトル案をつけていますが、サブタイトルをつけるか、つけないか、また表現内容について案ありましたら、よろしくお願いします。

続きまして、資料3の計画素案をお願いします。これまでにいただいた意見を反映した箇所、そして先に意見をいただいた時点から修正しました箇所について、主だったところを説明します。6ページをお願いします。

第2章の(1)の「計画の目標」で、「基本的な考え方は、次のとおりです」の①、②、③のところを一部修正しています。まず、考え方の①に「社会に参画し」を加えました。また、次の②の1行目を「社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく」と修正しています。また、次の③の2行目に「地域」を加えています。

次に、8ページをお願いします。

基本方針の順序につきまして、先に説明したときは、生涯学習としての人権教育・啓発が4番目になっていましたが、③と④を入れかえています。そして、④の4行目からの「例えば」以降の文章を一部修正しています。

次に、9ページをお願いします。

中段、6段落目、上から15行目です。「自分の人権とともに、他者の人権を守るという意識や社会の中で弱い立場の人々を支えていく視点から」ということで、委員からの御意見を踏まえて修正を加えています。

次に、10ページ以降の各人権問題に対していただきました意見は、先ほども言いましたが、担当部局と調整中のため、今現在の、なるべく現段階での計画素案という形になっています。先に説明した素案から、今後の修正も若干あるかと思いますが、了解いただきますようお願いします。

そして、先ほども説明しましたが、各人権問題の項目名称も変更しています。それから、先に説明した素案では、各人権問題の最後に、これまでの主な取り組みを記述していましたが、これを47ページ以降に一括して記載しています。

次に 12 ページですが、委員の意見を踏まえて、「現状と課題」の 1 行目から 4 行目を加えています。

また、13 ページの「ストーカー対策」については、男性も被害を受けているという状況がありますが、現段階においては、女性のところに記載しています。また今後、調整することとはしていますが、現段階では女性のほうに記載しています。

次に、14 ページをお願いします。

委員の意見を踏まえて、「現状と課題」の 3 行目以降を修正しています。

また、15 ページの「子供の貧困対策」の 2 行目ですが、先に説明したときには「生まれ育つ環境に制限されることなく」という表現でしたが、子供の貧困対策の法律で「左右されることなく」になっていますので、法律の表記に合わせて、「左右されることなく」というふうに修正しています。

次に、17 ページをお願いします。

障害のある人の権利擁護の記載についてです。これは委員の意見を踏まえて、担当部局と調整することとしていますが、これが現時点での担当部局の素案でして、この表現は 16 ページの高齢者の権利擁護と 2 行目以降が同じ表現となっていますが、今後、委員の意見を踏まえて、調整していきたいと考えています。

そのほか、各項目で、若干、本文が修正されていますので、よろしくお願いします。

次に、32 ページをお願いします。

第 4 章の「人権教育・啓発の推進」の前文ですが、①、②、③を加えています。

あと、35 ページをお願いします。

(3) の「地域社会」については、「課題」を一部修正してしまして、先に説明しました素案の 1 から 3 行目を削除しています。また、「取組の方向」のうち、学習機会の提供、先の説明の項目では学習内容・指導方法となっていました、その修正ということで、4 行目、5 行目を先の案から削除しています。また、学習教材の整備につきましても、一部修正しています。

次に、39 ページをお願いします。

(2) の「医療関係者」の「取組の方向」ですが、これの「取組の方向」の 4 行目以降の文章を修正しています。

41 ページをお願いします。

(7) 「マスメディア関係者」という表現です。これについては、委員のほうから「メディア」のほうが適当ではないかという意見もありましたが、本日、この表記につきましては、皆さんから御意見をいただくということで、とりあえず、「マスメディア関係者」という表現にしています。

最後、44 ページをお願いします。

「相談機関相互の連携・充実」ですが、5 行目以降の文章を一部修正しています。

その他、文言等々修正していますが、委員の皆さんの意見を踏まえての主な修正箇所等については以上のとおりです。

私からの説明は以上です。よろしくお願いします。

○座長

詳細な説明をありがとうございました。

前回から変わったところを中心に説明いただきましたが、変わらないところも含めて、ある程度時間にゆとりを持って、とっていますので、細かい点、全般的な点、お気づきなことから随時発言いただければ結構です。よろしくお願いします。

○委員

まず8ページの①なのですが、6ページの②を踏まえたものかと思いますが、2段落目、「また」以降が、6ページの②の表現とは違っているんです。これは同じにしたほうがよいかなと思うんですが。

○座長

説明をお願いします。

○事務局

6ページの、基本的な考え方の②ですが、「社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別」、ここは法律的なことを、刑法上とか、そういうことを頭に置いて、まず基本的な考え方として書いていまして、8ページのほうは、特にこれと明確な区分をしているという意味ではないんですけれども、人権教育・啓発を進める中で、現在の計画での考え方の表記としてこうなっています。基本的には同じことを言っているつもりなんですけれども、違いにかかわらずというところで、力点を置いた書き方になっているということです。趣旨としては全く同じ意味合いです。

○委員

趣旨が同じであれば、表現は統一したほうがいいんじゃないかなという指摘です。どちらかを直すというより、どちらかにまとめる。できたら、「差別」は残したほうがいいかなと思うので、8ページの方を残したほうがよいのではないかなと、私は思います。

○事務局

委員の指摘を踏まえて検討します。文言については検討する時間をいただきたいと思います。

○座長

これは法律をつくるときも書くときも難しいんだけど、法律的には同じことはできるだけ同じ表現を使うということでの指摘だろうと思います。

ほかにもお気づきの点から、どうぞ。

○委員

段取りの問題として、きょう、この資料3として提示されたのが、2案になりますよね。一番大もとの案があって、それをまた修正して、2案目になっていますね。それで、まだ原課というか、それぞれの部局との調整があるので、また変わるかもしれないと言われて、タイムスケジュールというか、どこら辺で細かい語句について言ったほうがいいのか、どのレベルで何を言ったらいいのか、ちょっと見えてなくて、この前は、すごく大ざっぱな話だけ提案したんですけど、最終的にはものすごく細かい、例えば、青少年がいいのか若者がいいのかとか、児童がいいのか

子供がいいのかという、そういう概念規定として、最後は言葉が大事になってくると思うんですけども、9月にありますよね、それはもうほぼ最終案で、その9月は言葉にこだわってやってほしいということになるのでしょうか。

○座長

大きな段取りをお願いします。

○事務局

委員の先生方には、仮案の仮案みたいな形で回らせてもらって、いろいろ御意見をいただいて、ここに今、素案の出ているのが、委員の先生方を踏まえた最初の素案という位置づけになるかなと思っています。

それで、きょうの議論で、特にいただきたいのは、大きな項目の名称ですとか概念ですとか、そういったところはできるだけ御意見をきょういただければありがたいと思っています。中間案については、次回は9月4日に予定していますが、このときに中間案としての文言とかは、全部、細かいところまできっちり一字一句というわけにはいかないかもしれませんが、中間案としての大きな姿について、文言等を含めて、委員の皆さんに指摘をいただいております。

その後、議会に報告しまして、広く府民の方にもパブリックコメントをかけますので、また11月の時点で、本当の最終案という形で、パブリックコメントを踏まえた形で、もう一度、委員の皆さんから意見をいただき、最終案に結びつけていきたいと思っています。

○座長

ということは、最終案の全体像がはっきりするのは来年早々と。

○事務局

11月になります。ただ、中間案として、パブリックコメントで府民の皆さんに意見を求めますので、そのときの中間案の形としては、今の段階で、一応文言等も含めて整理した形にしたいと思っています。

○座長

だから、きょうと9月で、大体、委員会としての大まかなところは固めてほしいということですね。

○委員

もう一回確認ですけど、これは原課がかなり責任を持って書いてくる部分が大きいと思うんです。これからどうしようかということだと思いますので。それがもう9月4日には出そろっているというふうに理解していいんですか。

○事務局

9月4日までに、今の案、それから先生方の意見を踏まえて、原課とできるだけ調整をした上で、9月4日に諮りたいと思います。

○座長

各委員、気のついたところから、御発言ください。

○委員

13 ページ、「ストーカー対策」のところですが、つけ加えたところは余り意味がないので、消されたほうがいいのではないかと思います。「男性の被害もありますが、被害者の多くは女性であり」というのは、言わずもがなのところですので。

それよりは、加害者側への指導とかを入れていただければと思います。啓発とかですね。これはあまりほかの地域でも取り組まれてないんです。同じことを繰り返す人が多い。適切な指導を受けないと繰り返しが起こるんですけれど、精神的な障害のある方もいますので、そういった面も少し、難しい問題ですけれど、取り組んでいただけたらなというのがありますので、よろしくお願いします。

○座長

確かに難しい問題だけど、特に対策というからには、被害者救済だけじゃなくて、加害者も持って生まれた性格ということから考えるとある意味では被害者でもあるので、その点の矯正ということも対策の視野には当然入ってしかるべきではないかと、むしろ京都の特色として、積極的にそういう視点も入れたほうがいいんじゃないかという指摘だろうと思います。

事務のほうも全部、人権啓発推進室が答えるんじゃなくて、原部局でほかに異論があれば答えてもらえればと思います。どうぞ。

○委員

6 ページの計画の目標実現に向けた考え方、①、②、③ですけれども、私個人の考えでは、②と①を逆にしたらどうかなと思います。①、②、③というのは、それぞれ大切なことですが、まず最初に掲げるべきは、一人一人がかけがえのない存在として尊重されるというのが、まずあると思うんです。ここに一番目に書いてあるのは自己実現とか、自己の幸福追求の問題ですよね。いろんな人を想定して人権を考えられると思うんですけど、難病の人、H I Vの人とかを考えると、一人一人がかけがえがないというのがまずあって、障害者の自立支援とか、いろんな法律ができたりしたときも、いろんな問題、議論が出ましたが、そういうことを考えても、②と①を逆にしたほうがいいんじゃないかなと。一人一人かけがえがないんだというのを、まずきちっと定めたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員

賛成です。

○座長

御指摘ですので、考慮していただいたらと。

○事務局

委員の言われたとおり、②のところの平等権の問題は最も大切な部分だと思っています。①の前に持ってきましたのは、これまで懇話会の中でも、当然、差別をなくす、平等に扱うこと、それは当然のことながら大切な、一番大切なことですが、人権というのをさらに進めて、幸福追求権をというようなお話があったものですから、今の段階でこういうふうに置いているということです。

○委員

私は平等権は言ってないんです。一人一人がかけがえのない存在であるということを言っていて、平等権とはちょっと違うと思います。

○事務局

わかりました。御意見を踏まえて、また検討したいと思います。

○座長

よろしくお願いします。

○委員

39 ページの医療関係者というところ、一番最後の語尾が、「行われています」になっていますけど、ほかのところの文脈では、「行います」とか、「心がけていきます」になっていますので、そこは変えたほうがいいかなと思います。

○安藤座長

という意見ですので、よろしくお願いします。

○委員

忙しく委員みんなを回って、それをまた反映して直したということで、とても大変な作業だったと思いますが、対比表的に出してくれないと、見る側としてはとても困るんです。前に見せてもらった案は私たちはそれなりに読ませてもらったんですけど、きょう見せてもらった案は、きょう、今、見ているわけです。だから、細かく見れないんです。ですから、前の部分とここが違うよというふうに、口頭で説明いただいたけれども、よくよく見ると、結構細かく変わっている部分があるので、次に出してもらうときは、ぜひ、前案と次案みたいな形で、ピンポイントで赤で示してもらえれば、それなりに前もって読んできていたはずなので、そういう書き方でお願いします。

併せて、意見なんですけど、新しいほうの案では、16 ページの高齢者のところで、高齢者自身の権利擁護とか社会参加というのがあったんですけども、今さっきも意見があったように、確かに被害、加害という、加害者のほうに課題があって、加害をするということとはよくないことなんですけど、加害者のほうも、例えば精神疾患の問題とか、あるいはもうやむにやまれぬ社会的な状況の中でということがあると思うんです。本当はそういうことを起こしてほしくないけど、そういう加害者側のケアというのが必要になってきているという指摘を、なるほどと思って聞いたのと同じように、高齢者のところで、例えば介護者支援のこととか、虐待を起こしてしまう側のやむにやまれぬ状況みたいなことも、もうちょっと入れたらいいんじゃないですかと言ったんで

すが、それが反映しているのかどうか、ちょっとよくわからないんですけれども、言葉としては入っていないので、ぜひ介護者支援というか、介護者のネットワークづくりとか、虐待を起こさないように支援するというようなことを入れてほしいと思います。

○事務局

先に意見をいただいておりますが、まだここには反映されておりませんので、関係課と調整しながら進めていきたいと思っています。

○座長

よろしくお願いします。

老老介護というか、社会的、地域的な介護体制が十分でなければ、どうしても家族の身近な者、90歳のおばあさんを70代の娘さんが面倒を見ると、70代というのはもう結構な年齢で、辛抱できる範囲にも限度がありますから、そうすると、やっぱり介護される側だけでなく、介護する側の問題といった、そういう全般的な見方を加えてほしいということだろうと。それを前面に文章として入れてほしいということだろうと思います。

○委員

30ページですけど、まとめ方の問題なんですけど、刑を終えて出所した人とアイヌの人々と婚外子、識字問題、これを一緒にされているんですけど、刑を終えて出所した人は自分で悪いことをやっているという点で、ちょっと違うんですよね。同列に入れられると、多分、アイヌの関係の人とかはあまりいい感じはしないのかなと思うので、別枠にされたほうがよいのではないかなという感想を持ちました。

○座長

私もアイヌの関係の委員をずっと続けているんですけど、あまり一緒にされて喜ばないと思います。

○事務局

これは我々の表現が適切じゃなかったかもしれませんが、今まで「その他の人権問題」というような形で書いていて、それではちょっと同列に扱ってないんじゃないかという指摘があったものですから、ボリュームの関係上、並列にさせてもらったということでして、決してそういう意図ではなく、誤解を招くような表現で申しわけなかったと思います。検討します。

○座長

若い委員も遠慮なく。

○委員

先ほども話しのあった16ページのところ、高齢者の現状の社会参加の部分で検討してもらいたいんですけれども、「働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加し」という文面が非常に気になりまして、元気な高齢者じゃなくても、例えば、軽度な認知症があって、体力的には元気けれども、健康な状態かというと言い切れない、そういう、例えば認定などを受けている段階でも、

働く意向があつて、実際にそれを受け入れるような施設なども京都にもたくさんあるかと思うますので、ここの表現であえて「元気」というのをつける必要があるのかどうか、非常にふわっとした表現なので、もうちょっと明確化されたほうがいいように思いました。

○座長

元気で歩き回る人は本当に困る、問題があるというのも、ちょっとこれも工夫してください。高齢者というのは、これは難しいんだけど、介護の問題は特に日本で非常に問題になって、いわゆる欧米諸国であまり問題にならない。高齢者だからという、思いやりなんだろうけど、そういうかばい方をしないほうがいいのではないか。高齢者だって社会の構成員の一人、たまたま早く生まれて、年齢が上ということだけなので、そうすると介護を必要とする人は余りいないというか、みずから介護を要求するという社会的雰囲気あまりできてこないで、それは逆に言うと非常に立派な高齢者対策ですから、京都府も府の独自性を言うんだったら、何かそれにつながるような一文を入れるなり、高齢者問題の根源に触れるなり、年がいったら介護、介護ということより、自動的に、あるいは反射的に出さない考え方もあるということ、どこかで上手に入れられると非常にいいと思うんです。御参考に。

○委員

今と関連するところなんですけど、どうも介護といえばイコール高齢者という感覚があると思うんですが、実際にこの社会の中で、障害を抱えて、年齢問わず、苦しんでおられる家庭というのがあって、17ページの「障害のある人」というところを読ませてもらったんですが、この項目には介護といった視点がどうも一切感じられないように思うんです。ですので、介護の捉まえ方は何も高齢者だけの問題でなく、幅の広い、障害者も含めて、現実として、この社会にあるということを捉えておくべきではないかなというふうに感じました。以上です。

○座長

ありがとうございました。

○委員

私も17ページのところで、今の意見に賛成です。介護という視点も入れてもらえればと思います。

あわせて、当事者主体という視点も大変重要な視点じゃないかなというふうに思います。この全体のくくりの中で、今後の取り組みのところですけども、権利擁護なんですけど、自立支援と、特にその下の社会参加というところで、2つの内容が書いてあって、就労の支援、そして、子供の社会参加ということですけども、大人の方の場合に、一方で介護をきちっと提供するという体制が必要ですけども、障害のある人の尊厳そのものが尊重されるということが大事ですので、働かなければ障害者は頑張っていないということではなくて、その人がありのままで社会参加することを、きちっと社会として認めていくということが、人権擁護そのものの視点だと私は思いますので、どのようなくくりになるかわかりませんが、あらゆる場面で障害当事者の意見が反映されるとか、あらゆるところで障害のある人自身が、例えばこのような会議にも参加する機会を保障するというような、その発言そのものを認めるとか、機会をつくるとか、そういうよう

な書き方と合わせて、就労支援や子供の支援をするほうが、よりあるべき社会参加の姿だろうと思いました。

○座長

ありがとうございました。

パターン化するのは易いし、ある意味でやむを得ない点もあるんだけど、よほど注意しないと、本来パターン化すべきでないことまでしてしまう。この前テレビを見ていたら、お医者さんに行って要介護と言われた人が、介護の専門家から見ると、本当は必要ないという人がかなりの割合でいるということなので、本当に「年をとったら介護」ということをどこかで打ち切る、そうでないことをうかがわせるような発想ないし表現が京都府としてどこかに入れられたら、これは日本全体、あるいは国に対して非常に意味のある指摘になるんじゃないかと思います。

○委員

では、17ページの先ほどの「障害のある人」のところで、もう1点、表現の部分で、じゃあ、かわりにどう表現すればいいのかというところまでは、今、お伝えできないんですが、現状と課題の部分や取り組みの部分で、「ユニバーサルデザイン」という表記があるんですけども、どちらかというところ、この高齢者、障害者、外国の方だけでなく、「ユニバーサルデザイン」というと、もっとすごく広い表現じゃないのかなと思ひまして。もともとバリアフリーという表現があって、そこからもっと広域な意味合いでつくられた表現であるにもかかわらず、障害のある人のところにだけ、この「ユニバーサルデザイン」の表記が出てくるのが、すごく狭い。「ユニバーサルデザイン」の中のごく一部を抜き出して、ここに入れてあるような気がして、少し違和感があるなと思ひましたので、あえてここで2回「ユニバーサルデザイン」と出てくると、ああ、やっぱり「ユニバーサルデザイン」とは障害ある人のためのものだ、と、すごく思われてしまうのではないかなというふうに感じましたので、そこだけもし別の表現で何かできるようであれば、検討してもらえれば幸いです。

○座長

横文字を片仮名というのは日本語でよくやるんですけど、そのときに日本特有の意味合いに狭まってしまうとか、これはどこかで横文字のまとめた説明の部分があると、今の点は相当改善できると思いますけども。もともとみんな同じようにしようということを出ている言葉なのが、一定の人を普通に扱いましょうという意味に固定されてしまうということ。これも工夫してください。

○委員

まず、「ノーマライゼーション」と「ユニバーサルデザイン」という言葉を追放しようというのはかねてから言っていることでして、これは厚生労働省から出てきた行政言葉です。それをなるべくやめてください。

それから、41ページ、「マスメディア関係者」という言葉について、実はこの前、この表現でいいですかと聞かれて、これでもいいやと思っていましたけど、言われて、ああ、それはちょっと違うんじゃないかなと思ひました。というのは、これは10年間の計画ですよ。今、マスメディアという言葉が書いてあって、実はこれまではかろうじて、書いてあるとおりでと思うんで

すけども、例えば、マスをとって「メディア関係者」にしたほうがいい。既に、ブロガーが出てきたりとか、ネットの情報がすごいです。個人で誹謗中傷するといったものもありますし、それから、東電の福島第一原発のときも、ネットが記者会見を流して大きな影響力を持ちました。メディアの中では相対的にマスの部分が小さくなっていて、これから10年後はますますそうなっていくと思います。そういうことを考えると、これからこの関係者、公務員だとか、警察職員とか、その並びの中にマスメディアとあるんですけども、このマスをとってもいけるかなと思います。国連人権理事会で採択された、これはジャーナリストや「メディア」関係者なわけですよね。というのは、欧米では既にマスではなくてメディア関係者、ネットのメディアがすごいです。数人でやっているメディアなんかが本当にすごい重要な情報発信をしています。日本でも既にそういう時代に入っていて、大きく広がっていくと思います。それは一つの固まりであるマスじゃなくて、個人も含めてグループ、そういったメディアがふえてくると思います。マスをとってメディアとしても読めないことはないので、とったほうが10年先もこれを使えますよということだと思います。10年後、マスメディアとは何ですかと言われるかもしれません。新聞とテレビ、あるいは雑誌のことを指していると思うんですけども、相対的にマスの部分がどんどん小さくなっているという現状を考えれば、マスをとったほうが10年使えるんじゃないかなと思います。

○座長

大体、何千万部新聞が売れるというのは日本ぐらいだそうです。何も欧米だけを参考にすることはないんですけども、せいぜい何十万部、100万いったら多いほうですよ。だからこそ、ある意味で、それぞれの新聞ないし雑誌の特殊性、個性が保てる。日本の各新聞は同じような紙面の割り振りで、誰が読んでもどこか読むところがあるで、そういうのはやっぱりおかしいと思わないと。私からするとそっちのほうがおかしいので。逆に言うと、新聞は売り上げを減らさないよう頑張り過ぎだと。その一つの方法が、特殊な意見を言って、それがあたかも社会の意見であるかのような態度をとるということ。そうじゃなくて、マスメディアもメディアの一部なんで、限界をわきまえないといけないということ、これも大事な人権だと思いますし、関係の人に伝えることは非常に大事。それは国民の考える自由というか、知る権利に影響していきますので、私もマスをとったほうがいいんじゃないかと思います。特に10年先を考えたら、もうマスメディアがなくなっているかもしれない。

○委員

6ページ、先ほど①と②を逆にすればよいのではないかという意見がありました。確かにそのほうがしっくりくるなという感じはしたんですけども、もしそうであれば、②と③は順につなげたほうがいいかなと思いますので、②、③、①というふうに変えたほうがいいかなと思いました。

それから、女性のところなんですけれども、13ページの「ストーカー対策」のところで、加害者側への啓発も書いておくべきではないかという意見、まさにそうだなと思いながらお聞きしたんですが、そういう目で見直してみたら、12ページの一番下のリベンジポルノのところも被害者支援のことしか書いていないので、全体的にこれは見直していただいて、被害者支援だけを書くというようなことではなく、必ず加害者、その加害そのものを根絶するとか、そういうことが書かれてあったらいいんですけども、そういうのが全くなくて、被害者支援だけみたいなこ

とではちょっと不十分かなと思いますので、そういう目で全体を見直してみていかないといけないということを思いました。

それから、16 ページ、17 ページの「高齢者」と「障害のある人」のところですけども、先ほどの、働く意欲のある元気な高齢者、これは「社会参加」のところだけではなく、「現状と課題」のところでも、元気な高齢者と書かれてある。私はこれの何が問題かと言うと、社会参加を促すとか、自立支援をするとかいうのは、もろ刃の危険性がありまして、要するに、十分な年金も保証しないで、自分たちで働けるんだったら働きなさい、働ける限り働きなさいというふうになってしまいかねない、という危険性があるわけです。かと言って、働きたいのに働かせてもらえないというのも、もちろんそれも問題なわけで、そこにしっかり目配りをして文章をつくっていただきたい、この「元気な」というのは、そういうことではないかと思います。

それから、外国人のところなんですけど、先ほど来の被害者側と加害者側のという視点で読み直してみましたときに、20 ページの「今後の取組の方向」の中で、3 つ目に「地域に定着するための生活支援及び就修学支援」とあります。この「地域に定着するため」というのがちょっとひっかかるなと思ったんですけども、中の文章を読みましたら、中の文章は悪くないんですね。2 つ目の段落に「府民の国際理解の促進、外国籍府民とともに暮らす地域づくりのための取組を推進します」というのがあって、この文章はとてもいいと思います。外国籍府民とともに暮らす地域づくりをするということなんですから、「地域に定着する」だと、外国人が守らないといけないことみたいな話になってしまうので、この見出しをちょっと考え直していただきたいと思いました。以上です。

○座長

ありがとうございます。

委員の数が多い、いろんな分野からということは、その委員が特に気がつくという意見をなるべくふやすための方策だと思いますので、ぜひいろんな意見を出していただきたいと思います。

○委員

39 ページのところですけども、医療関係者の「取組の方向」で、全体のところは京都府医療安全支援センターとか京都府になっているんですけど、「医療に関する患者や家族の苦情等に対応するための相談窓口を設置しており」という、この一文のところですけども、御検討願いたいなと。何となく、苦情相談と人権擁護の問題が混乱している感じがして、もうちょっと文言的にきれいにならしていただけたらいいなというふうに思いますので、そこのところをよろしく願います。

○座長

ありがとうございます。

人権啓発推進室も人権全般を見て、しかも各部局と調整ということで非常に難しいとは思いますが、全般を見るからこそ各部局の特殊性がわかるし、逆に全般に通じる問題を見る必要というものも具体的にわかるわけで、御苦労ですけどこれは頑張っていたかかないと。

まだ時間はありますので、どうぞ自由に発言してください。

○委員

27 ページの「安心して働ける職場環境づくり」なのですが、下から3行目「労働者、特に若者を大量採用し」という、あえてこの「若者を大量採用し」という表現は要らないという感じがします。また、下から2行目、「若者の使い捨てが疑われる企業が社会問題化しています」という記述。これも若者に限ったことでなくて、中堅や、各世代にも当てはまるというように思います。ここは働く者という表現でもいいのかなという気がしますので、文言の検討をお願いできたらと思います。以上です。

○座長

ありがとうございます。

ある意味で、年寄りのほうがこういう対象にされる可能性も高いので、若い人だけの問題じゃないし、若い人は逆にやめてもほかに働く可能性がある場所が多いんだけど、年をとるとそれが少なくなりますから、余計に、虐待ではないけど、悪い環境の対象になりやすいと。そういう意味では、働く人一般とされるほうが問題は少ないかと思います。

○委員

28 ページに「今後の取組の方向」ということで、「ワーク・ライフ・バランスの取組」とか、「ハラスメント対策」とか、「就労環境の改善」とかと書いてあるんですけども、労働組合のほうで当然労働者に対する権利の教育というのはされていると思うんですけども、問題は、労働組合に入らない人がとてもふえてしまっているという現状の中で、結局、自分たちの権利がわからないまま酷使されているという現状があると思うんです。そういうことに対して、今、若者は外したほうがいいんじゃないかと言われたんですけども、ヤング・ジョブ・カフェとか、そういうところで、実際にはそれは働かされ過ぎなんだとか、相談に乗ったり、実際にはいろんなアドバイスもしておられると思うので、何が言いたいかというと、28 ページの「今後の取組の方向」で、働く者自身のエンパワーメントというか、労働者教育というか、そういう学習機会の提供なり、学習情報の提供なりをやっていきますということが明確に入ったほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

○座長

戦後を経験した世代は、組合や、労働三権とかを普通に知っているんですけど、近ごろの若者はよく知らないんですね。我々は広い意味の労働者でなしに生きるということは不可能に近いので、だとしたら、「働く以上当然に持っている権利」という認識が薄れているとしたら、それはそれ自体が、大きな人権問題。これも難しいですけど、民主主義の根底には多数派が少数者のことを考えるのと同様に、少数者が多数者に反発するだけじゃなくて、多数者も巻き込むような共通の場を見つけていく努力、お互いに相手を巻き込むような議論をどうやってやるかという、それが民主主義が機能する大前提ですね。それをどうやって人権に配慮するか難しい話ですけども。府民の人権と言うときに、何かそういう視点を読む人が感じられるような書き方ができないかなと考えてはいるんですけど、また皆さんのほうから名案があったら提案してください。

府のほうからも、こういう視点があるんだということも御遠慮なくおっしゃるよう。そうでないと、こういうことをやる意味が半減してしまうので。少なくとも私はそういうふうに考えていますので、どうぞ御遠慮なく。まだ、少々時間はあります。

○事務局

我々、自信のないところを先生方にお聞きしたいと思うんですけど、まず、21 ページの「感染症・ハンセン病患者等」、これは今の計画では「患者等」となっています。「患者等」という表現はちょっとひっかかるなという意見もたくさんいただき、私もそう思いましたので、仮にこういう題名にしたんですが、意見をいただければありがたいと思います。

○委員

この部分は最初は、H I Vとハンセン病と言っていましたか、M A R S、S A R Sのお話もお聞きしましたが、この感染症というのはものすごく広すぎて、ちょっと難しいなというのはあります。多分、この感染症は、M A R S、S A R Sも含めて考えて感染症と入れられているんだと思いますけど、ああいう疾病は一過性のものなので、一瞬の隔離とかということはありませんけど、それは差別とは違うことだと思いますので、そこを一緒にすると、ちょっと話がややこしくなるのかなと思います。また、ハンセン病に関しても、これは今は治療薬もあって、過去に罹患された方々の今の状況に対して、現実問題として差別があるということは、これは否めないことなのですけども、では、それがずっと 10 年後まで生き続ける問題なのかどうかというのはまた難しい問題だなと思います。ハンセン病とエイズだけを特化してここに上げているということは、実際にいろんな過去の歴史もありますし、H I Vに関しては感染の機会がいろいろあって、そうじゃないのにたまたまエイズになった、血液製剤でなった人と、それも混在にされている事実もあって、いろんな意味があって上げられているんだと思いますけども、この項目自体はちょっと難しいなと思っています。

○座長

日本の場合、ハンセン病問題というのは、基本的には大きい方向として解決しているわけで、むしろ昔から差別されて、隔離されてきた人たちをどういうふうに将来に向けて解消していくかと。ですから、10 年後にはこの問題はなくなっているかもしれない。だから、感染症を扱うときはそういう認識の変化というか、時の流れも考慮に入れて扱わないと、10 年後には全く意味のない項目になってしまっている可能性もある。感染症は、10 年後を見据えて作業をしないといけないということの一例として上げていただいたんだと思います。

○委員

私はハンセン病とエイズの問題だけでなく、グローバル社会の中で、いつ新しい病気が上陸してくるかわからないという状況の中で、何か書いたほうがいいんじゃないかというふうに意見を言いました。例えば京都府では非常に悲しい事件があって、鳥インフルがはやったときに、その出どころだみたいと言われて、事情はよくわからないんですけども、ある養鶏農家の方が自殺された。被害者であるにもかかわらず、病原菌をまき散らした加害者だというバッシングは常にありますよね。ハンセン病に対する差別も、結局、ある意味、患者という形で被害者であるにもかかわらず、彼らが歩いたら加害者なんだという形でバッシングを受ける、エイズもそうですよね。病気に対する適切な処置というのは、医療関係者にしっかりやっていただきたいんですけども、その病気が起こったときに、それについての正しい情報をいかに流すかということと、彼らは被害者であって加害者ではないんだということをきちっといつも言い続けないと、結構危ないと思います。ハンセン病とエイズと並んでいるんだけど、もちろングローバル社会の中で、

エボラの問題とか、いろんな問題で、常に啓発の準備をしておかなきゃいけないよというニュアンスをここに入れたいなと思います。

○委員

そういう意味では、非常によくわかります。疾病によっておこる差別、人権の侵害ということを書くなれば、こういう項目のくくりじゃないほうがもっといいと思いますし、ここの文章は、過去にこういうふうな疾病があって、京都府の中ではこれだけのことがあって大変だったんだと、それをもとにして、こういう事件、事故、感染症が起こったときの対応はこういうふうにやっていきましょうという形で話を持っていったほうが、この2つだけじゃなくて、そういう悲しい事件があったという事実を踏まえながら、感染症に対する接し方、隔離の仕方、そして認識の仕方はこういうふうにしていきましょうと、医療業界と手をつないでこうしていましょうというふうな文言にされたほうが、罹患した人、それにかかわった人たちを含めた話になるんじゃないかなと思いますので、ここは気にされないほうがいいんじゃないかなと、今のお話を聞いて思いました。

○座長

これは全体だけれども、それだけを取り上げるんじゃなくて、何か注目すべき事件があったら、具体的な、あるいは効率的な説明を入れたほうが説得力がますと思います。ただ、その取り上げ方を間違えないように、全体的な文章の中で、それがどういう意味を持つか、それを教訓にどういう方向へ将来持っていくといいかと。少なくとも10年間は通じるような、議論をできるような内容にしていきたいと思います。

○事務局

御指摘、しっかり受けとめたいと思います。

もう一つ、そういったことを含めて、この表題をどういうふうにするのが一番いいのか、非常に事務的には悩ましいところなんですけども。

○座長

僕は今のところ、これは立派だと思います。「だれもが自分らしく生きることのできる社会をめざして」という、いろんな意味で、自分らしくということをしっかり踏まえないといけないと。

○委員

座長、感染症のところの表題に困られているんだと思います。「感染症・ハンセン病患者等」のところの、ここの表題をどうしたらいいかということ。

○座長

どうも失礼しました。

○委員

宿題として、表題として立てやすい言葉を持ち帰らせてもらえるとありがたいですね。

○委員

感染症そのもののことだったら、もっと幅広いですね。小さな病気でも感染症、例えば肺炎なんかも感染症ということになる。

○委員

もうちょっとインパクトのある言葉というか、どうですか、パッと聞いて、そういうことなんだと思われる言葉というので。

○委員

私がちょうど最近、会社でこういう同じようなことを話し合ったときに出たのは、「感染症、伝染病、その他新型疾病に罹患が疑われる患者」というものでした。だめですね。結局、かなり話し合っ、そこに行き着いたんですけど、それを一つの言葉でまとめたほうがいい、端的に一つでまとめたほうがいいわけですね。

○委員

そのほうがインパクトがあるんじゃないかなと。多分、みんな考えていることは同じことだと思うし、今考えている、そういう疾病なんだけども、それをもう少し何かいい表現で。

○委員

宿題ということで、みんなが考えて。

○座長

我々も考えて。病というと、心の病もあるし、ちょっと広すぎるので。

○事務局

ちなみに、国の方は極めて限定的でして、H I V感染者、ハンセン病患者等と、そういう表題になってそれぞれが一つの項目になっています。

○座長

国は、要するに、等をつけたら全部カバーできると。

○委員

今言われたのを本文に書き加えるのは長いけれども、新型疾病の罹患者等を含むというのを本文でちゃんと定義づけられるというのはいいかもしいですね。

○座長

あと5分ありますので、これはぜひ言っておきたいということがあったら、どうぞ。

○委員

きょう新聞を見ていたら、新しい高校の科目で、「公共」でしたか、をつくるというので、前回の懇話会で主権者教育という言葉はどこかに入れたらどうかというのがありましたが、先ほど

言った、労働者が労働者の権利を知らないということも含めて、自分を大切にということを書いてくれているんですけども、自分の人権についての学習みたいなことが、各所に入ったほうが私はいいと思っていまして、とりわけ学校教育のところで、それぞれの個別のマイノリティの人の人権の問題も学習するんですけど、そもそも人権についての学習を、それぞれの子供たちの状況に応じた人権の学習というのがもうちょっと入ったほうがいいかなと思います。

○委員

これは今後の計画に入らないかもわかりませんが、これから考えなければならない問題が今出てきていると思います。それは新しい科学がもたらす問題です。i P S細胞が注目されていますけども、山中先生は倫理面について早く議論してくれと言っておられます。遺伝子の治療というのが新しい問題を生みかねない、というよりも既に生んでいます。既にお子さんが産まれたりなんかしていて、その子供達がこれから成長したとき、どういう差別があるのか、偏見があるのかということも、ちょっと議論しておかなければならないのかなと。人権というより倫理の面かもわかりませんが、そういう科学がもたらす新しい偏見、差別というのが、ちょっとどこかで考える用意をしておかなければいけないんじゃないかなと思います。

○座長

今の問題では、親を知る権利、つまり、我々は普通に育っていると、親というものは当然あるもんだと、亡くなったら亡くなったで、親に対する思いというものがある。ところが、人工授精の場合、少なくとも父親がわからないので、ある日、成長して戸籍を見たときに、自分の父親は誰だろうと。ですから、科学がもたらす偏見というより、新しい人権問題ということにはどこかで触れたほうがいいでしょう。そういう問題が現にあるんだということ。これは法律的には難しい問題。もらわれてきた子供にしたら、自分の親は誰だろうと。育てた親か、産んだ親か。当然、相続、税金の問題等々あるので、新しい科学技術がもたらす、あるいは生み出す人権問題というものもあるということは、せめて将来へ向けては書いておいたほうがいいと思います。

いろいろ意見はあると思いますが、これはもう9月へ向けてためておいていただいて、あるいは、それ以前に人権啓発推進室のほうへ伝えていただいて、9月末には何となくそれらしい、この懇話会としての何かまとまる方向へぜひ議論が動くようお願いしたいと思います。